

項目	チェック欄	
1. 委託する内容は受託者の事業（許可等）の範囲に含まれていますか？ （受託者の産業廃棄物処理業許可証等により確認すること。）		
2. 委託契約は書面により行われていますか？		
3. 収集運搬業者、処分業者それぞれと直接契約を結んでいますか？		
4. 契約書に次の事項が記載されていますか？		
※ 記載事項	収集運搬	処分
(1)委託する産業廃棄物の種類		
(2)委託する産業廃棄物の数量		
(3)運搬の最終目的地		/
(4)処分又は再生の場所の所在地	/	
(5)処分又は再生の方法	/	
(6)処分又は再生の施設の処理能力	/	
(7)許可を受けて輸入された廃棄物であるときはその旨	/	
(8)最終処分の場所の所在地	/	
(9)最終処分の方法	/	
(10)最終処分施設の処理能力	/	
(11)委託契約の有効期間		
(12)委託者が受託者に支払う料金		
(13)産業廃棄物許可業者（受託者）の事業の範囲		
(14)積替え又は保管に係る次の情報（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る。）		
積替え保管場所の所在地		/
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類		/
積替え保管場所の保管上限		/
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への拒否等の情報		/
(15)委託者側から適正処理に係る必要な次の情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項		
通常の保管状況下で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項		
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項		
JIS C0950 に規定する含有マークの表示に関する事項 <b>(注)</b>		
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじんが含まれる場合は、その旨		
その他取り扱う際に注意すべき事項		
(16)契約期間中に適正処理に必要な情報（上記の6項目）に変更があった場合の情報伝達方法に関する事項		
(17)委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項		
(18)委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い		
5. 委託契約書に許可書の写し等委託しようとする産業廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書類を添付していますか？		
6. 委託契約書は契約終了後5年間保存していますか？		
7. 再委託を承諾した場合の書面を承諾した日から5年間保存していますか？		
8. 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託する場合に、次の事項をあらかじめ受託者に文書で通知していますか？		
(1)委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類・数量・性状・荷姿		
(2)取り扱う際に注意すべき事項		

**(注)** 廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電機冷蔵庫、廃電機洗濯機に JIS C0950 号に規定する含有マークが付されたものに限る。